

## 日本脳炎ワクチンについて

## 1. 現状

- 平成17年5月30日健康局結核感染症課長通知において、現行の日本脳炎ワクチン接種については、積極的な勧奨をしないこととしているが、「よりリスクが低いと期待される組織培養法による日本脳炎ワクチンが現在開発中であり、その供給が可能となる体制ができたときに供給に応じ、接種勧奨を再開する予定」としているところ。承認の申請が行われている組織培養法による日本脳炎ワクチンが承認され、供給が開始された場合のワクチンの供給量に応じた接種の進め方について、あらかじめ検討することが必要。

## 2. 検討事項

## (1) ワクチンの供給量に応じた接種の進め方を検討する際の視点

## ○ 接種回数

例) 原則として、全ての世代が免疫を付与され、日本脳炎ウイルスに対する感染防御を獲得するために、定期の予防接種の対象者（第1期：生後6月から生後90月に至るまでの間にある者、第2期：9歳以上13歳未満の者）について、初回接種を優先する。

(参考)

## 第1期

- ・初回接種：6日から28日あけた2回接種
- ・追加接種：初回接種に加え、1年を経過した後に追加接種1回

## 第2期

- ・第1期の予防接種後に1回接種

## ○ 接種年齢

例) 第1期の初回接種の標準的な接種期間（3歳に達した時から4歳に達するまでの期間）を優先する。

(参考) 接種率の推移 (%)

年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
第1期の初回接種(第1回)	83.0	22.1	4.0
第1期の初回接種(第2回)	81.1	16.7	3.6
第1期の追加接種	70.8	15.6	3.3
第2期の接種	65.6	15.8	1.4

厚生労働省「地域保健事業報告」より編纂

例) 屋外での活動が多くなる年齢を優先する。

(参考) 平成20年7月25日予防接種に関する検討会 議事録抜粋

「コガタアカイエカは夕方から活動してくる蚊ですので、かなり蚊がいる状況で、かつ夜間に活動しないと感染はなかなか受けないのだろうと思います。ですから、3歳ぐらいの子どもたちは九州に住んでいても抗体陽性率は非常に低い。」

## ○ 地域

例) 日本脳炎に罹患するリスクの高い地域

(参考) 患者発生の地域別相対危険率 (関東甲信越地方を1とした場合)

1982～2006 九州・沖縄 16.1 中四国 10.0

2002～2006 中四国 11.8 九州・沖縄 8.0

(※) 「日本脳炎の罹患とワクチンのリスク評価：疫学情報を用いた研究

(平成19年厚生労働科学研究：宮崎千明)」

## (2) 安全性の調査

- 予防接種に関する安全性を把握する方法として実施されている予防接種後副反応報告制度(※)及び製造業者による市販後調査等により副反応の発生状況を把握する。
- 引き続き厚生労働科学研究費補助金により、安全性等の研究を行う。

### ※ 予防接種後副反応報告

医師が、予防接種法に基づく予防接種による健康被害又はその疑いのある患者を診察した場合、直ちに市区町村長へ行う報告。

(参考：予防接種実施要領 抜粋)

#### 1.5 副反応の報告

- (1) 市区町村長は、あらかじめ様式第五の予防接種後副反応報告書(2)から(4)までにおいて「報告書」という。)及び別表の予防接種後副反応報告書報告基準を管内の医療機関に配布し、医師が予防接種後の副反応を診断した場合に、保護者の同意を得て、直ちに当該被接種者が予防接種を受けた際の居住区域を管轄する市区町村長へ報告するよう協力を求めること。
- (2) 市区町村長は、医師から副反応の報告を受けた場合は、保護者の同意を得て、報告書を都道府県知事に提出すること。
- (3) 市区町村長は、保護者から報告書により副反応の報告を受けた場合は、保護者の同意を得て、報告書を都道府県知事に提出すること。
- (4) 市区町村長は、(2)、(3)において、受けた報告が、報告書中の予後欄における、「1 死亡」、「2 重篤(死亡の危険あり)」、「3 入院」に該当する場合は、都道府県知事への提出とは別に、報告書の写しを厚生労働大臣あてに直ちに提出すること。
- (5) 都道府県知事は、市区町村長から副反応の報告を受けた場合は、保護者の同意を得て厚生労働大臣あてに報告書の写しを提出すること。
- (6) 厚生労働大臣が報告事項に関して検討を加えた結果については、都道府県知事を通じて市区町村長あて通知することがあるので、この場合においては、市区町村長は、管内の関係機関への周知を図ること。
- (7) (1)から(5)までにおいて、保護者の同意が得られない場合は、個人情報を除く事項をそれぞれ報告すること。

### (3) 経過措置

- 積極的勧奨の差し控えにより接種機会を失った者のうち、上記(2)の考え方によって接種を実施した場合に、定期の予防接種の対象者に含まれなくなってしまう事例が生じる場合には、経過措置を設け、予防接種法に基づく定期接種を行うことを可能とする。

### 3. その他

- 組織培養法による日本脳炎ワクチンが、薬事法に基づき承認された段階において、製造業者が承認申請に用いた安全性、有効性に係るデータ等に基づき、本検討会において議論を行う予定。

